

IISORA 第13回シンポジウム 20260314
被災後15年、被害の継続と長期的復興再生に向けて

未来への責任、長期的復興再生のシナリオ ～水俣病70年との共通性～

糸長浩司

飯舘村放射能エコロジー研究会共同世話人
NPO法人 エコロジー・アーキスケープ代表
元日本大学教授

★強いられる現存被ばく者生活

- ・官邸は、「平常時の公衆の線量限度（1mSv/年）より高い状態が定着し・・・

線量低減に長期間を要する状態を「現存被ばく状況」。

→「ICRPの参考レベル」とし、法制度無しで強要

国民の現在未来の健康を無視

★強いられた長期的食中毒

- ・水俣病：国は、1956年に厚生省の「食中毒事件簿」で、メチル水銀による食中毒は認めたが、食品衛生法の非適用とし結果、不知火海に水俣病拡大

原発事故放射能汚染長期災害

★里山で汚染した山菜を食べる自由（自己責任で）

チッソ有機メチル水銀汚染長期災害

★里海（網代）で汚染した魚貝類を食べる自由（自己責任で）



移動モード 回転モード

service.gsi.go.jp/map-photos/app/view?id=64845&data_type_id=4&number=USA-R51

オンライン閲覧所



USA-R51-1-68

表示中の画像は1200dpi(陸軍撮影の空中写真は400dpi)です。

©KOJI ITONAGA



江戸期～明治の塩田 入浜式

丸島樋門

大廻塘

外浜、松ノ元

塩釜神社

塩田→チツソ工場

排水路

百間港、百間樋門

田→チツソ工場

田在川

旧国道

1948年 米軍撮影

画

塩田の有無での樋門の機能転換

©KOJI ITONAGA

江戸→近代での変化(海が陸に殺される)

給海水(海からの恵みを陸に入れる)

→排水(陸の汚れ水を海に捨て、
海からの恵みを遮断する)

塩田の有無	樋門(井樋)	樋門の扉を閉じる目的
塩田 江戸期	海水の取り入れ口 満潮時	塩田の潮廻しの海水確保
塩田廃止 近代	排水(農業・生活・工場)の海への出口	海水流入の防止(陸からの排水はポンプで強制)

★水銀を埋め立てて公園化したエコパーク

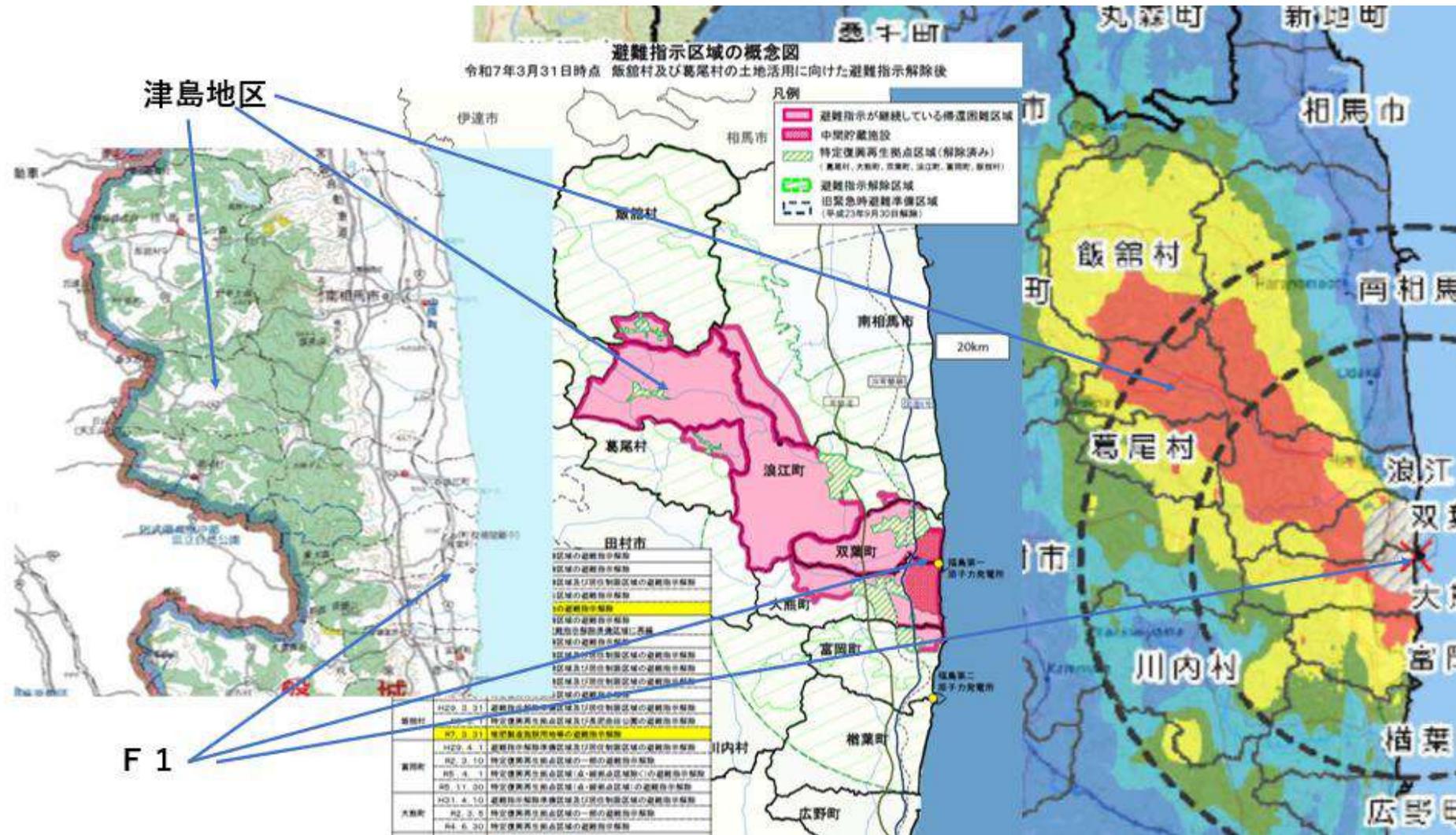
- ・未来永劫、水銀の海洋流出を防御する人の仕事が残る
水銀の永久貯蔵庫としての埋立地、
半減期は無、
微生物による無機水銀→メチル水銀→
再度の水俣病を防御するための永続的管理義務

F1原発事故での放射能汚染の北西への拡大と沈下

©KOJI ITONAGA

国有林の分布と酷似

放射能汚染された国有林の除染対策は国の二重の未来への責務 (里山での未来での生活、国民の財産汚染の長期的除去)



日本に適用した場合の想定（糸長提案2025年3月）													
チェルノブイリ法 1991年 ウクライナ	土壌汚染密度 Cs-137 k Bq/m ²	追加 空間線量 mSv/年	日本での放射 能汚染ゾーニ ング案	Cs-137 k Bq/kg 5cm層で 比重1.3	屋外滞在8時間 室内滞在16時間 で室内減衰0.6 として。屋外の μSv/h（測定値）	活動内容							
						監視・ 管理	除染	仕事			住		
								林業作業	農作業	室内作業	非住	半定住 (2地域)	定住
避難（特別規制）ゾーン	1986年の避難地域		非定住区域			◎	△	×	×	×	◎	×	×
移住義務ゾーン	555以上	5以上		8.54以上	0.82以上	◎	△	△	×	×	◎	×	×
移住権利ゾーン	185～555	1以上 5未満	半定住区域	2.84～8.54	0.2～0.82	◎	○	△	△	△	△	△	×
放射能管理強化ゾーン	37～185	0.5以上	定住管理区域	0.57～2.84	0.08～0.2	◎	◎	○	○	○	×	○	○
正常★	37未満	0.5未満	定住区域	0.57未満	0.078未満	○	×	◎	◎	◎	×	×	◎

★ 5のゾーン設定名称はチェルノブイリ法にはない。

チェルノブイリ法の基準

地域区分	被ばく年間線量	土地汚染 (kBq/m)		
		セシウム137	ストロンチウム90	プルトニウム
特別規制ゾーン		1986年に住民が避難した地域		
強制移住ゾーン	5mSv以上	555以上	111以上	3.7以上
移住権利ゾーン	1～5mSv	185～555	5.55～111	0.37～3.7
徹底的なモニタリング	0.5～1mSv	37～185	0.74～5.55	0.185～0.37

1991年2月27日ウクライナ

津島100年復興再生のための行動項目

100年先を見据えた津島の復興再生行動に、現在生きている人（高齢者も若者、子供）と未来世代の津島人が継続的に関わり続けることで、津島の長期的な復興再生は可能となる。100年間紆余曲折しながら、絶えず見直しをつづけながら行動していく必要のある項目は下記である。

- ① 放射能の観測と評価
- ② 継続除染と評価
- ③ 放射能汚染地域の法的指定
- ④ 津島地区全域での土地管理・利用計画（放射能管理ゾーニング）
- ⑤ 住宅・宅地・集落の放射能防御方策
- ⑥ 二地域居住制度
- ⑦ 地区内外での仕事づくり
- ⑧ 住民の意識調査及びストレス検査
- ⑨ 住民健康検査（外部・内部被ばく量、健康診断）
- ⑩ 医療費控除及び健康手帳の配布
- ⑪ 津島地区の文化財の保全活用計画と実践
- ⑫ 総合評価・戦略の見直し

津島拡大コミュニティ

津島地区で生活する人+二地域居住する人、津島地区外生活する人

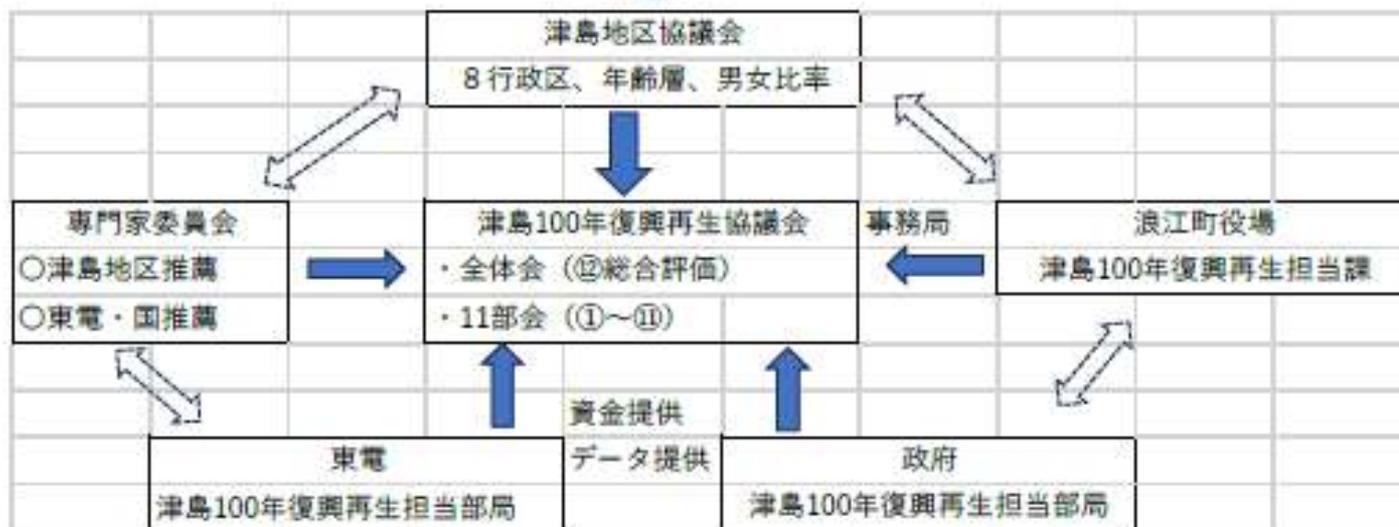
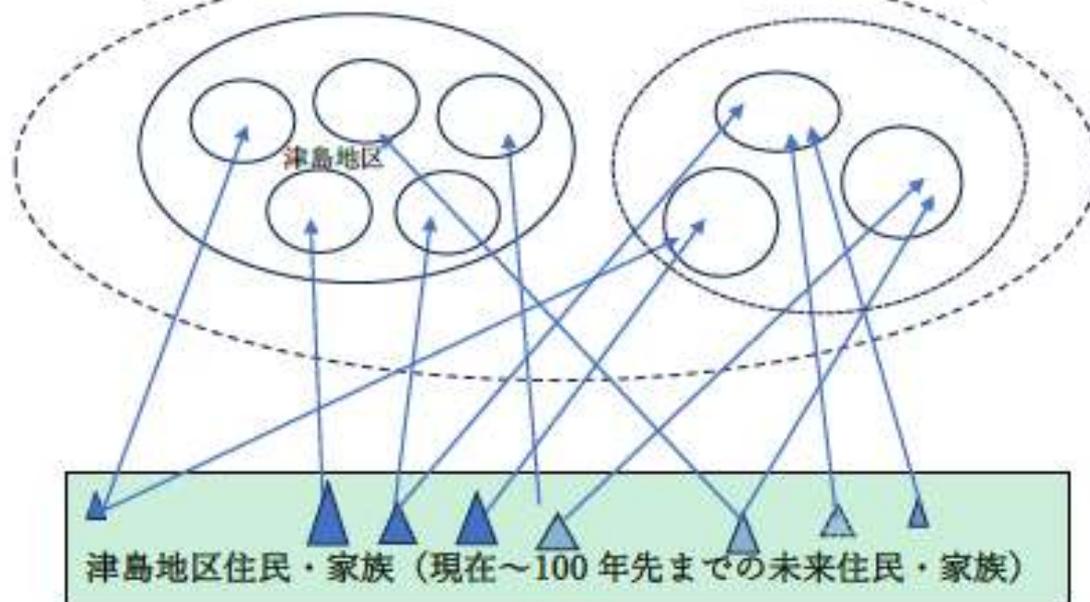


図 36 津島 100 年復興再生プロジェクトの推進体制図

津島100年復興再生プロジェクトのスケジュール案

項目 番号	項目内容		0	5年	10年	30年
			2026	2031	2036	2056
①	観測と 評価	空間線量率		当面は2年間隔		
		土壌中Cs137量		当面は2年間隔		
②	継続除染と評価			当面は2年間隔		
③	放射能汚染地域指定の法的指定					見直し →
④	地区の土地管理・利用計画		ゾーニング		見直し	見直し
⑤	宅地・集落放射能防御方策		モデル実施	地区実施	見直し	見直し
⑥	二地域居住制度			法制度化		見直し
⑦	地区内外での仕事づくり					
⑧	住民意識及びストレス調査			当面は2年間隔		
⑨	住民健康検査		当面は2年間隔			
⑩	医療保険負担控除及び 健康手帳の配布			当面は毎年		
⑪	津島地区の文化財の 保全活用計画と実践		当面は2～3年間で成果を出す			
⑫	総合評価・戦略見直し		当面は毎年			

項目

水俣病

原発事故 ©KOJI ITONAGA

<p>環境への対処</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕切り網の設置による漁業への対処 (1974年から1997年) ・百間湾、丸島湾、水俣湾、百間排水路、丸島排水路に堆積したメチル水銀ペトリの除去と百間湾への埋立 (1990年) ・埋立地の公園化 (エコパーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の除染 (宅地、農地、宅地周囲の森林の落ち葉除染等) と中間貯蔵施設の搬入、県外への最終処分 ・宅地、農地の除染後も再汚染。再除染は進まず。 ・膨大な汚染森林の除染は放置。結果として放射性物質の最終処分地となっている。
<p>将来の環境汚染課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「水俣湾環境保全指針」による環境管理 (暫定総水銀基準、25ppm 使用、通常は 0.0005ppm であり、5万倍の暫定基準値を採用) ・別の調査で水俣湾には 20ppm 濃度の海底汚泥が残存 ・埋立地の擁壁の劣化への継続的対処必要 (50年~100年) ・水銀水俣条約での汚染サイトとしての管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射避難解除地域の山菜採取は自主規制で元の状態に戻るには 300 年必要。 ・除染後の再汚染対策は無しに近く、放置。 ・その期間の放射性物質管理システムは未確立 ・「原発事故由来の放射性物質による環境及び人体への影響対策指針」(案) も作成されず、復興を急ぎ、除染土壌排出基準を、クリアランスレベル 100 Bq/kg を超えた、「一種の暫定基準」の 8000 Bq/kg 以下として全国で利用する法令整備。
<p>再生・復興事業の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境都市づくり ・八幡プール周辺のチツソの敷地も活用したエコタウン整備事業 ・もやい直し ・水俣病患者、支援市民による水俣病関連遺産活動、負の文化遺産としての保全継承を目標 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島イノベーションコースト構想の事業化推進 ・被災地での各種のインフラ整備、市街地再開発も含む復興事業推進 (原子力緊急事態宣言下での矛盾) ・汚染森林伐採でのバイオマス発電事業 ・法律制定による F-REI 事業 ・放射性物質の自然減衰を前提とした超長期的再生 ・「原発事故による放射能汚染地域」を法的に指定し、その領域での土地利用管理・監視・規制体制を構築し、

項目

水俣病

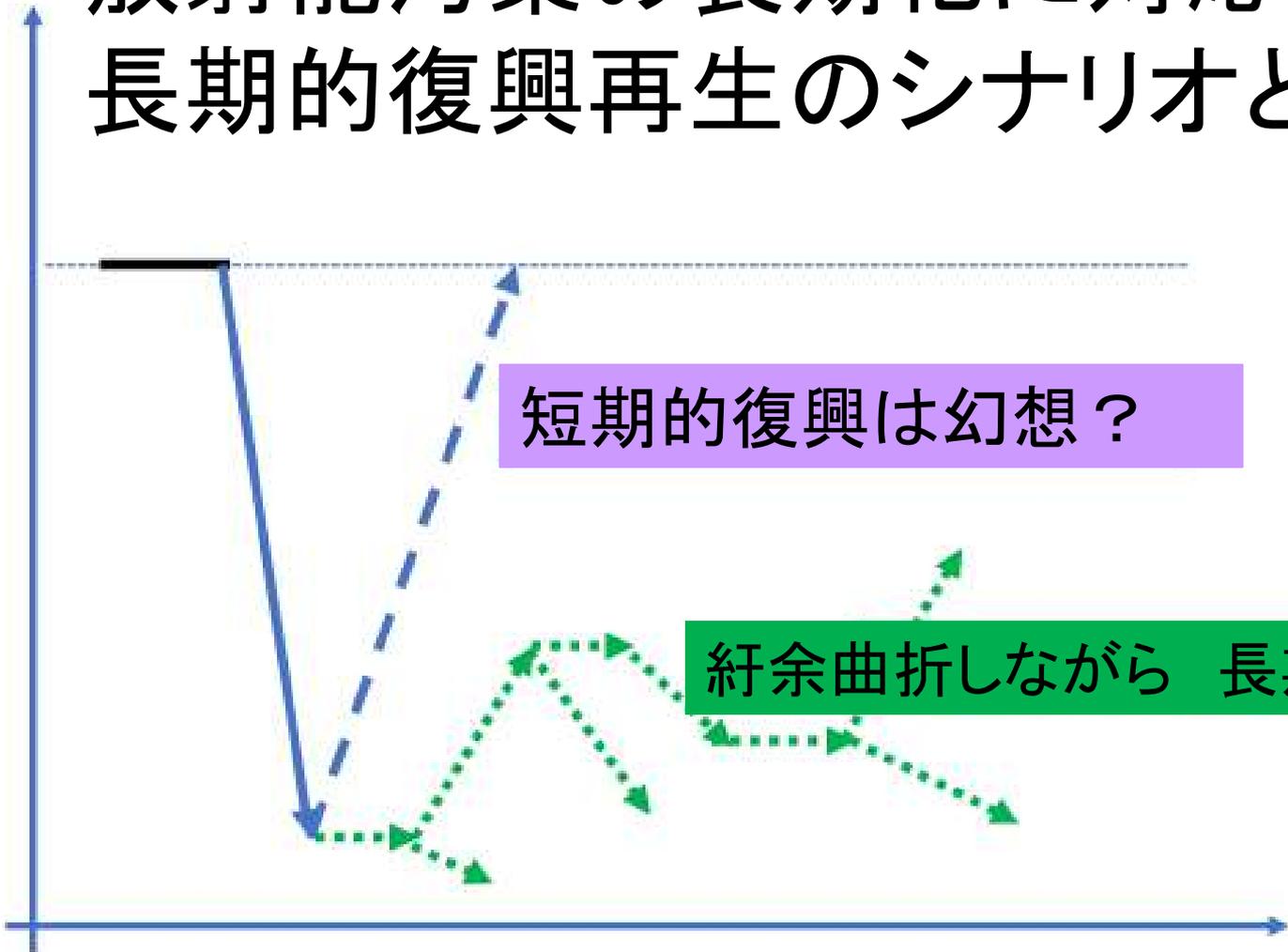
原発事故

<p>人間救済のための法制度と裁判</p>	<ul style="list-style-type: none">・食中毒対処での食品衛生法の適用は回避し、公健法での水俣病認定・認定の審査基準及び審査会の問題で、水俣病患者の認定却下が多く、裁判闘争に至る。・公健法での認定制度の課題。・疫学調査による患者救済に向けた裁判闘争・政治決着（1995年）による一時金支給・「水俣病被害者の救済及び関連施策の推進に関する法律」（特措法、2009年）、一時金（210万円）と医療費無料化、不知火海沿岸での健康調査実施などの救済策（健康調査は実施されず今日に至る）・水俣病の公式認定以後、継続的な健康被害の実態解明には消極的なままである。・被災者の裁判闘争の継続	<ul style="list-style-type: none">・発災時の初期被ばく調査は実施されず。大学の自主的調査も中断させられる。・個人線量計の外部被ばく調査は政府の実施なし。・尿検査やWBCによる内部被ばく調査も、継続的に政府としての実施は無し。・子どもの甲状腺がん発生のみ福島県児童を対象に継続的に実施。しかし審査会では放射能被ばくによる癌発生を容認せず・成人の癌等の発生率と放射能汚染度合との比較研究は政府レベルで実施されず・避難をさせられたということでの原子力損害賠償法の適用・ふるさと喪失の保障は一部、原子力損害賠償法で認められる。・公健法の非適用、新たな「原災健康法」（案）法制度無し。・被災者の健康手帳、医療費補助等の要求は無視されている。・被災者の個別裁判闘争
-----------------------	---	--

1974年以前は採取・食は放任か指導

避難解除地域の山菜採取は自主規制

放射能汚染の長期化に対応した 長期的復興再生のシナリオと政策を



短期的復興は幻想？

紆余曲折しながら 長期的復興再生を

★未来への責任

- ・ 原発事故災害を公害として認定する
- ・ 短期的でリスクの高い「復興」からの転換
- ・ 国は、責任を短期、中期、長期にわたり果す
- ・ 被災者住民を、
 現在、将来の世代を被ばくさせない
- ・ 未来世代に対して、
 国、東電、被災自治体、被災者世代は、
 責任と信託をどう描くか

◆倫理・哲学者ハンス・ヨナス「未来倫理学」

「技術の脅威は、・・・成果が行き過ぎて、・・・
もとどおりにせよと大規模な請求を引き起こす。」
「幸いな予言より不吉な予言を優先させよ」、
「恐れに基づく発見術」」